

もくじ

- シンポジウム議事次第…………… 2
- 基調講演／コーディネーターのご紹介…………… 3
- パネラープロフィール…………… 4
- 基調講演「ヒトと動物の共生に向けて」 林 良博 …… 8

●分科会（ペット問題を考える）…………… 19

- ペットによる外来種問題 羽山伸一 ……21
- 動物取扱業者に求められるもの 山崎恵子 ……26
- 全国ペット小売業協会の概要 末松 脩 ……30
- まとめ 林 良博 …… 32
- パネラー討議 ……34
- 交差討論（質疑応答）……………37



●分科会（実験動物を考える）……………47

- 社会的意義と適切な管理 塚田敬義 ……49
- 動物実験には法規制が必要 野上ふさ子 ……53
- 製薬企業と実験動物 池田卓也 ……59
- 研究者と実験動物 前島一淑 ……64
- 交差討論（質疑応答）……………69
- パネラー討議 ……71
- おわり ……81
- 奥付 ……83





シンポジウム議事次第

司会：最所千加子

👉 13:00 挨拶

👉 13:05 動物愛護管理功労者環境大臣表彰

👉 13:15 基調講演「ヒトと動物の共生に向けて」
●林 良博（東京大学大学院農学生命科学研究科教授）

👉 14:20 基調講演終了

～休憩～

■分科会（同時進行）

👉 14:35 ◎ペット問題を考える（場所：基調講演と同じ小ホール）

コーディネーター **中川志郎**（財団法人日本動物愛護協会理事長）

□パネラー（発言順）

羽山伸一（日本獣医畜産大学獣医学部助教授）

山崎恵子（ペット研究会「互」主宰）

末松 脩（全国ペット小売業協会会長）

林 良博（東京大学大学院農学生命科学研究科教授）

👉 14:35 ◎実験動物を考える（場所：センター棟3階310）

コーディネーター **竹内 啓**（中央環境審議会動物愛護部会長）

□パネラー（発言順）

塚田敬義（岐阜大学大学院医学研究科教授）

野上ふさ子（地球生物会議代表）

池田卓也（日本製薬工業協会医薬品評価委員会委員）

前島一淑（元慶應義塾大学医学部動物実験センター長・教授）

👉 16:30 分科会終了（シンポジウム全プログラム終了）





林
良博

●基調講演

はやし よしひろ

東京大学大学院農学生命科学研究科教授。獣医師・農学博士。1946年、広島生まれ、富山育ち。

1969年、東京大学農学部卒業後、同大助教授、ハーバード大学客員研究員、コーネル大学客員助教授、ラプラタ大学客員教授などを経て1990年より現職。

1996年より3年間、東京大学総合研究博物館館長。

1999年より4年間、東京大学農学部長。

1995年に「ヒトと動物の関係学会」を設立し、7年間会長を務める。



中川
志郎
コーディネーター

●ペット問題を考える

なかがわ しろう

昭和5年11月24日、茨城県生まれ。

昭和27年、宇都宮農林専門学校獣医専攻科（現宇都宮大学）卒。同年、東京都恩賜上野動物園飼育課に獣医師として勤務。

以後、飼育課長、多摩動物公園園長、上野動物園園長を歴任し、平成2年退任。

現在、(財)日本動物愛護協会理事長、茨城県自然博物館館長、中央環境審議会動物愛護部会臨時委員として活躍中。

平成13年環境保全功労者環境大臣表彰受賞。

主な著書は、動物園学ことはじめ(玉川選書)、「動物愛情学」(朝日新聞出版部)、動物考(未来社)、他



竹内
啓
コーディネーター

●実験動物を考える

たけうち あきら

昭和7年生まれ、

獣医師、農学博士、東京大学名誉教授

昭和30年東京大学農学部獣医学科卒、同大学博士課程修了、

【職歴】東京大学、山口大学、岩手大学、日本大学において獣医外科学、家畜病院、総合臨床獣医学の教授（家畜病院長を含む）として動物の病気の教育・研究・診療に従事

【主な研究歴】臓器移植、人工臓器、放射線診断、腫瘍の放射線治療、動物の麻酔 他

【兼務歴】獣医事審議会会長、文部省視学委員、動物愛護審議会会長、世界小動物獣医師会会長、日本小動物獣医師学会会長、日本獣医師会理事、日本獣医学会理事 他

【現職】中央環境審議会委員・同動物愛護部会長、日本盲導犬協会理事、日本動物保護管理協会理事、東京動物園協会理事、動物臨床医学会理事、日本臓器保存生物医学会理事 他

【主な著書】家畜外科学、獣医外科手術、犬（猫）に精神科医は必要か（訳書） 他

パネラープロフィール (発言順)

「ペット問題を考える」
パネラー



羽山伸一

日本獣医畜産大学獣医学部助教授

はやま しんいち

- 1960年神奈川県生まれ。
- 帯広畜産大学大学院修士課程修了。博士（獣医学）、獣医師。
- 2003年より現職。
- 現在、(社)日本獣医師会・野生動物対策委員会・委員長、日本野生動物医学会・野生動物保護委員会・委員長、環境省・野生鳥獣保護管理検討会・委員など。
- 最近の著書に「自然再生事業」（築地書館、共著）、「野生動物問題」（地人書館）などがある。

山崎 恵子

ペット研究会「互」主宰

「ペット問題を考える」
パネラー



やまざき けいこ

1954年、新潟県に生まれる。
国際基督教大学人文学科卒。

父親が獣医師であったため、家にはいつも、
犬・猫・モルモット・ウサギなどが同居し、
動物との絆を強く実感。

現在、ペット研究会「互」を個人で主宰し、
動物に関する勉強会や機関誌発行で、
国内外の情報を発信している。

「人と動物の関係」に関して、
数々のシンポジウムやセミナー・
研究会で講演を行うかたわら、
動物専門学校でも講演を行っている。

●社団法人日本動物福祉協会顧問

□著書

『ペットが元気を連れてくる』（講談社）『動物行動学治療学』
（L B・ハート著、学窓社）

『ペットの気持ちが分かる本』（B・フォーグル著、ペットライフ社）

『もしもシロクマに会ったら』（H・ティンク著、ビネバル出版）

『ドッグズ・マインド』（B・フォーグル著、八坂書房）

『キャッツ・マインド』（B・フォーグル著、八坂書房）

など。他多数。

末松 脩

全国ペット小売業協会会長

「ペット問題を考える」
パネラー



すえまつ おさむ

MK .スエマツ株式会社 代表取締役 全国ペット小売業協会 会長
福岡県出身 昭和11年7月17日生。

●昭和30年 福岡県立修猷館高校 卒業。

●昭和41年 神奈川県川崎市に【末松商店】を開店。末松商店はガラス販売を行っていたが、水槽の製作販売を開始。これを機に、観賞魚の販売も開始し、【ペットショップ】へと大きく変革。

●昭和47年、よみうりランド店開店 ●昭和53年 東急ハンズ二子玉川店【ペットガーデン】開店 ●平成7年、全国初猫のテーマパーク【ねこたま】開設 ●平成9年、犬のテーマパーク【いぬたま】開設 ●平成11年、全国初、日本ドッグパーク普及協会認定 犬専用運動場【あすみが丘ドッグパーク開設】 ●平成12年、東京都内初の犬専用運動場【いぬたまドッグパーク】開設 ●平成12年、東急ハンズ池袋【ねこぶくろ】開設

●平成13年 【ペット&総合スクール】開校

●同年、全国ペット小売業協会発足。

●平成14年、お台場デックス東京ビーチ内【キャッツリビン】開設

●36年間、ペット業界に携わってきた経験と知識を元に、常に斬新なペットビジネスを展開。業界のリーダーとし、常に注目を集める。

「実験動物を考える」
パネラー



塚田敬義

岐阜大学大学院医学研究科倫理・社会医学部門教授

つかた ゆきよし

●昭和 35 年 東京生まれ

【現 職】 岐阜大学大学院医学研究科倫理・社会医学部門教授 岐阜大学医学部医学研究倫理審査委員会委員長

【専 攻】 医事法学、バイオエシックス、社会医学

【学歴・研究歴】 法政大学法学部卒業（法学士）、京都大学法学部民法第三講座研修員・医学部解剖学教室第三講座研修員・外科学教室第一講座研究生、大阪歯 大学法学教室専任講師を経て、平成 14 年より現職
学会社会活動として、日本再生医療学会倫理委員会委員長、日本移植学会倫理委員会委員、日本遺伝子診療学会倫理問題委員会委員、京都大学再生医科学研究所 医の倫理委員会委員、滋賀医科大学動物生命科学研究所 倫理委員会委員などを務める。

「実験動物を考える」
パネラー



野上ふさ子

地球生物会議（ALIVE）代表

のがみ ふさこ

- 1949 年新潟県生まれ。
- 立命館大学文学部哲学科中退。
- 70 年代の著作に、アイヌ語・アイヌ文化理解のための 3 部作など。
- 1984 年よりエコロジー思想・運動普及のための総合誌を出版し編集・著作活動。
- 1996 年より包括的動物保護団体、地球生物会議（ALIVE）を結成し『ALIVE』を発行。
- 1997 年より動物実験廃止・全国ネットワーク（AVA-net）の代表も兼任。
著書に「新・動物実験を考える」

池田卓也

日本製薬工業協会
医薬品評価委員会委員

「実験動物を考える」
パネラー



いけだ たくや

□昭和29年5月14日生まれ

【学歴】昭和54年3月、岩手大学農学部卒業

昭和56年3月、岩手大学大学院農学研究科修士課程修了

【学位】平成5年12月、獣医学博士（北海道大学）

【職歴】昭和56年4月、第一製薬(株) 研究所研究員

平成2年3月、札幌医科大学医学部助手

平成5年5月、バイエル薬品(株) 薬理学研究所研究員

平成7年1月、バイエル薬品中央研究所プロジェクトマネージャー

平成14年11月、グラクソ・スミスクライン 筑波研究所

動物研究部部长

【専門分野】

実験動物学・実験動物病理学・

実験動物施設管理

【学会等における活動】

日本獣医学会 評議員

日本実験動物医学会 会員・認定獣医師

日本実験動物学会 評議員

関西実験動物研究会 評議員・幹事

前島一淑

慶應義塾大学名誉教授

「実験動物を考える」
パネラー



まえじま かずよし

昭和12年 5月 静岡県生まれ

昭和35年 3月 北大獣医学部卒

昭和37年10月 北大大学院(博士課程)中退

昭和37年11月 東大伝染病研究所(現医科学研究所)助手

昭和48年11月 慶大医学部助教授

昭和55年4月 慶大医学部実験動物センター長

昭和63年4月 慶大医学部教授

平成15年3月 慶大定年退職

●獣医学博士／慶應義塾大学名誉教授

基調講演

ヒトと動物の共生に向けて

林 良博

(東京大学大学院農学生命科学研究科教授)



最所 皆様お待たせいたしました。ただいまより「ヒトと動物の共生に向けて」と題しまして基調講演を行います。ご講演をいただきますのは、東京大学大学院農学生命科学研究科教授の林良博先生です。林先生、どうぞよろしくお願いたします。

林先生にお話をいただきます前に、ここで私の方から、林先生のご紹介を簡単にさせていただきます。林先生は、1969年、東京大学を卒業後、ハーバード大学客員研究員、コーネル大学客員助教授などを経まして、1990年より現職につかれています。1999年より4年間、東京大学農学部長を務められたほか、1995年に「ヒトと動物の関係学会」を設立し、7年間会長を務められるなど、各方面でご活躍をされています。それでは、林先生、どうぞよろしくお願いたします。

皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました、東京大学の林です。本日は動物愛護管理法、名前は変わりましたが、最初の制定から数えまして30周年ということで、このようなシンポジウムがもたれたということ、大変お喜び申し上げますとともに、これからますます、この動物愛護の精神と、それからその精神に伴った実行が発展することを願っております。30年というのは、もう立派な大人になったということでありまして、これからどのような動物愛護の、あるいは動物の適正な管理というものの運動が進展していくのか、これについて私、今日は理念的なことをお話申し上げたいと思います。この法律、一番最初は「動物の保護および管理に関する法律」という形で制定されたわけですが、この法律が制定された背景は何だったのかということから始めたいと思います。

まず、法制定の内的圧力ということからお話したいと思いますが、30年前の1973年、この年に殺処分された犬は62万頭ほどいました。非常に残念なことですが、これくらい多くの犬が殺されていたということでもあります。それから2年前、もっと多いわけです。統計によれば72万3,973頭が遺棄された。うち、幸いなことにもとの持ち主に返還されたり、あるいは新しい飼い主を得たという犬は4万4,579頭いました。しかし、残念ながら残りの67万9,394頭は殺処分されたということでもあります。こういった状況に対する多くの国民、もちろん戦後から、少なからずの人たちが動物の福祉について強い関心を持っておりましたが、やはりコンセンサスがとられないと、法というのは制定されません。そういうコンセンサスが成立したということであろうかと思えます。

しかし、もっとよく強調されますのは、外からの圧力です。例えばエリザベス女王が来日する、そんな状況の中で日本に動物の福祉に関する法律が何もないのはいかかなものかという、これはある意味では今でもそうですが、外に対していい顔をするという、この力といいますか、これが働いたことも事実です。

それから、御存じの方も多いかと思いますが、家庭動物・ペットには限りませんが、動物全体について、

1972年、スウェーデンのストックホルムで国連の人間環境会議が開催されました。そこで、日本にとっては非常に辛いことでしたが、商業捕鯨のモラトリアムが提唱されたと。これは後に、1980年代の半ばにIWC（国際捕鯨委員会）で4分の3以上の反捕鯨国が賛成してモラトリアムが成立したということは御存じだと思います。しかし、このときが日本に対するものすごく大きなバッシングの始まりだったと考えていいかと思えます。そのスローガンは、「クジラを救えずして地球を救えるのか」というスローガンが掲げられたというのは記憶に新しいところであります。

そしてつくられたのが、この「動物の保護および管理に関する法律」であります。ちょうど30年前の10月、議員立法により制定され、翌年から施行されたということですが、この議員立法だったということを悲観的にとらえる人が少なからずいたことも事実です。次、お願いいたします。

議員立法だからザル法になったのではないかという、こういうものの言い方です。確かに、行政があまり熱心でないような課題については議員立法で法律をつくるということとはよくある話でありまして、この「動物の保護および管理に関する法律」というのは、やはり多くの行政にとってはどう扱っていいのか、なかなか難しかったという背景があることは事実です。しかし、最近の法律、立法のあり方を見てみると、これはやはり一面を言い当ててはいるかもしれないが、誤解だろうと思えます。内的な力、あるいは外的な力が組み合わさって、ある意味ではあの当時の、日本の動物福祉に対する考え方、あるいはそれに対する振る舞い方がその後のいろいろな問題、例えば各地でいろいろな動物虐待が報道されても何にも起こらない。多くの場合、そういった虐待を働いた人はそのままであったし、しかも大体においてそれが話題になること自身が、その起きた事柄に比べて余りにも少ないという指摘はそのとおりですが、やはり日本の成熟度がそれまでのことだったと。残念ですが、そういうことではないかと。この法律が議員立法だったからこうだということでは私はないと思っています。

もう一方、この法律はイギリスから押しつけられたから、もともとザル法になる運命にあったんだという話ですが、これも私は、ある一面を言い当てているとしても、基本的には正しくないと思います。例えばよくある話は、日本の憲法はアメリカの占領軍に押しつけられた憲法だから定着しないんだという言い方をする人、あるいは間違っているという言い方、日本に合わないという言い方をしている人がいますが、私はあの日本憲法というのは非常に立派に日本に根づいてきたし、立派な憲法だと今でも思っていますが、こういう言い方はしばしば極端な、またわかりやすい、物事を単純化してわかりやすく言うときにしばしば言われることですが、これはそうではないと私は思っています。

その証拠に、これをどう見るかではありますが、先ほど言いましたように1973年、この動物保護管理法が制定された年ですが、このときには62万3,000頭の犬たちが殺処分されています。しかし、わずか2年後の1975年には60万頭を割って58万頭に、58万1,000頭ぐらいまでに下がっています。そして、これがそうですが、年号は書いてありませんが1975年です。次にこの50万頭を割ったのが1978年。この年には48万3,000頭に落ちています。みごとに低下の仕方。これがその後も続きます。1982年、この年には40万頭を割っています。37万9,000頭という処分数になる。そして1989年、この年には30万頭を割る。私が言っている年号で言いますと、10万頭ずつどんどん割っていくわけです。そして、1996年には初めて20万頭を割って19万6,000頭になっている。現在12万から13万頭ですね。これは飼い主に返還されたり、あるいは新しい飼い主を得たものを除いています。恐らく間違いなく殺処分だろうと。これでも多いと考えるのは当然でありまして、やはり毎年10万頭以上の犬たちが不幸なことに殺処分されるということは、これはもう動物の福祉を願う人間にとっては悲しいことではありますが、私はそのことを念頭に置きつつも、このように下がってきた理由は一体何だったのだろうと。やはり、日本という国はそれなりの国なんだと私は誇っているのではないかと。よく行政が何もしていないとか、

一般の人たちはばかでも動物の福祉に関心がないとか言いますが、しかしこの流れはどう考えても日本の成熟をあらわしている。これはその成熟を保障したもの、それを担保したものに動物愛護管理法があったのではないかと、そう考えた方が自然だろうと私は思っております。

これは、あたかもコップの中のジュース、コップに半分残っているジュースを、まだ半分も残っていると考えるか、もう半分しか残ってないと考えるかによく似たところがありまして、どうしても正しい認識と云えば正しい認識ですが、私は前者、つまりこの動物愛護管理法が全くのざる法で何にも役に立たなかったと考えたら、これはこの「もう半分しか残っていない」という考え方に極めて近いのではないかと。やはりこれは非常にいろいろな問題点があった。確かに実効性という点で、かつての「動物の保護および管理に関する法律」、昔の法律ですが、確かに実効性に欠けるところはありましたが、理念的には非常に高いものが今でも読んでみるとあります。これがどう働いたかということは一ずつ検証する必要性はありますが、私はやはりこれは捨てたものではないなど。ただ、法律があれば何でもよくなるのだという考え方は全くの間違いであります。

私は、先ほどもご紹介ありましたが、1995年、8年前に仲間と一緒に「ヒトと動物の関係学会」という学会を設立いたしました。この学会は、運動はいたしません。動物の福祉あるいは愛護に関する運動はいたしません、その動物に対する人間の関わり方については徹底的にいろいろな面から論議しようではないか。その論議したことを皆がその論議に加わった人がおのおの自分の立場で、自分のやり方で、実践すればいいのではないかと。決して活動団体ではない。けれども学会としてやりたい。学会である以上、これはタブーなしに論議いたします。もちろんそこには動物愛護の人もいれば動物が嫌いな人もいる、動物に無関心な人もいる。いろいろな人がいて一向におかしくないわけですが、それを学問としてとらえた場合どうなるのかというのをやりました。これは、現在1,300人くらいの

会員を迎えてますます円熟に向かっておりますが、それにしばらくおくれて「ペット法学会」という学会、これは関西の方たちが中心になられた、特に吉田先生という法律学者、民法学者、あるいは東京の法学者が中心となられたということがあって、私達、動物関係の人間は副会長ということでお手伝い——私と日高敏隆さんですが、お手伝いして、何もしていないのですが何か動物のことで、法学会ですから法律の人が多いわけですが、何かお役に立てたらということでおります。その法学に関係する人、あるいは弁護士の方、法律家の方たちも、法律ができれば何でもそれでおしまいだと思っていないことは、専門家たちがそうおっしゃっていますから間違いないことだと思います。つまり、私たちは法律というのは一つの間違いない武器ではあるけれども、この武器で何か動くというものではない。何かは動きますが、すべてが解決するというものではない。そういう意味では先ほど申し上げましたように、動物愛護管理法によってすべてが解決したとは私は言っていませんし、先ほどあのように犬の殺処分数が減ってきたのは、それは直接的に効いたとは思っていませんが、しかし大きなバックグラウンドをつくる、中核的な役割をしたらろうと考えております。

今日は30周年の記念シンポジウムですから、過去30年間をいかに評価するか。先ほどから申し上げておりますように、自虐的評価というのは、そこから何も生まれません。動物保護管理法をどう考えるかということは、先ほどからもお話がありましたように、恐らく今後とも新しい動物愛護管理法をどう見直していくかというときのかぎになるだろうと思っています。ただ、客観的にきちんと評価するならば、愛護の理念は非常に高いものがあったが行動規範としては弱いものがあったと。そういう反省を踏まえて、4年前になりますが、1999年の12月に動物愛護管理法が改正されて、そして3年前の12月から施行されると考えるべきだと思います。

さて、これからヨーロッパあるいは日本のお話をいたしますが、昨年真冬にウィーンに行ったとき、道路の上で演奏しながらお金を集めている人がいました**(写真省略)**。

これを見た多くの人たちはいろいろな考え方を持っています。犬が横にいるのですが、何かあっちを向いてこっちには目を合わせてくれなかったのですが、この犬を見て、随分立派な上等な上着を着せてもらっているな、さすがにウィーンだと思える人がいるかもしれない。あるいは、この人に対して非常に憤るかもしれない。自分が笛を吹いているのだったらいいけど、何で犬まで一緒に巻き添えにしなければいけないのかと怒る人がいるかもしれない。いやそうではない、私も2頭の犬を飼っていますが、犬はやはり飼い主と離れたくないんですね。外は寒いとしても、一緒にいたい。これは犬に言葉では聞いたことはありませんが、でも、犬の行動を見ていると、飼い主と一緒にいるのが本当に好きです。特にボスと一緒にいるのは。ですから、私は土日は大学へ連れていきますが、あんなに何が面白いのかと思いますけれども、やはり土曜日を楽しみにしているところがあります。そういう犬の習性を知っていると、この大道芸人をしている人が、暖かい暖房はあるかもしれないけれども、犬を家に置いてここに来るよりも、やはり一緒に来た方が犬は喜ぶんだ、だからこれはこれで非常に自然なことではないかとか、いろいろな見方があるわけです。私がきょう話をしていて中心なことなのですが、いろいろな見方ができるということをまず最初に認識した上で、自分の考え方を相手に押しつけるというのはいかがなものかというように、この写真を見ながら、私が言いたいのだということを理解していただければと思います。

これは私が一緒に暮らしている、今朝も散歩してここに来ていますが、2匹の犬たちです**(写真省略)**。

上の母親はがんで今年いっぱい生きてもらいたいという状況になっていますが、こんな感じの家の中の暮らし方が日本で今非常に多くなってきている。30年前は、家の中で暮らす犬は間違いなく少なかったで

すね。今これが非常に普通になってきているというのは、やはりこの30年間の大きな変化ではないかと思えます。

そこで申し上げたいのは、日本における人と動物の関係が、欧米における人と動物の関係と異なる。これは日本が欧米に比べて野蛮だからと、30年前はこう思っている人が非常に多かったと思えます。自虐的文化観とでもいいでしょうか。あるいは、ここは私は余り賛成していませんが、日本と欧米の文化が異なるから当たり前なんだという文化相対論。文化相対論、相対主義というのは、これはちょっと考えものですよ。つまり、文化というのは、私は長い目で見たら変わると思うのです。いや、変わると思うのではなくて、変わってきました。だから今の文化が絶対的にその国のもので、その民族のもので、それは永遠に不変なんだという考え方はあり得ないと思えます。これは変わるものなのです。文化相対主義の欠点は、「お前はお前、好きに勝手にやれ、おれはおれで好きに勝手にやるよ」。これは、さっき言ったことと矛盾していることを言っているように見えますが、違います。相手の考えを尊重するのと、「お前はお前で好きなようにやれ、おれはおれで好きなことをやる」、これは非常に似ているようでいて違う。文化相対主義からは僕は何も生まれないと思っています。やはりむしろぶつかる。それでいろいろ論議をする。ただ、その論議の仕方が非常に成熟されたものではなければならないということなのです。大体感情的になって論議が前に進みませんから。だからここは非常に成熟した論議をすべきですが、自虐的文化観と文化相対主義を排しながら、日本に適した動物愛護の推進というのが、今この30年を迎えた日本で望まれているのではないかなと思っています。

さて、法律の名前からして「動物の愛護および管理に関する法律」ですが、この愛護と虐待防止の差というのはなんだろうか。これがいわゆる欧米、欧米と言っても非常に広いわけで、いろいろな考え方がありますが、例えばアングロサクソンの文化だけを取り上げて欧米と今表現したと考えていただければ、イギリ

スの法律は、当初から間違いなく虐待防止でした。「愛護」という、英語でどう表現しているのかわからないような言葉は使ってはおりません。なぜ動物虐待防止法と日本では言わないのかということですが、これは後からもお話いたしますが、愛護というのは心の持ち方なんです。それに対して虐待防止というのは非常に明快な行動規範を言っています。この、ぼわっとした、漠然とした心の持ち方を法律の名前にするなんていうのは、本当に日本らしいなと思えます。これが日本のよさでもあり、悪さでもある。このよさと悪さの両方があるということは、ぜひそういうことを私が言いたいのだということは記憶していただきたいと思えます。それに対して、もちろん反論、あるいは別のご意見があるかと思いますが、「愛護」という、法律の一番中心に置かれているこの2つの漢字でできている言葉、これが日本のよさであり悪さである。つまり明快な行動規範を示さないのです。

例えば、いまだに私の知っている法学者からは、疑問が出されています。動物が虐待されない、これは当然でしょう。やはり今どき、不要な、無用など言いましょうか、やむにやまないことは、それは検証すればやむにやまれないことはわかるわけですが、そうでない、避けられないことは考慮するとしても、この現代社会において動物の虐待というものは許されるべきではないというのはよく理解できると。しかし、別に愛護しなくてもいいのではないかと、愛護ということはどうして公衆に押しつけなければいけないのか、無関心でいてはどうしていけないのかという法学者からの問いかけです。これについては、私は非常に答えに窮する。「大きなお世話だ」と言われたときにはちょっと反論しますが、そうではなくて、非常に謙虚に、愛護というのは確かに一つの動物への関わり方であるけれども、関わらない関わり方、無関心という関わり方はどうして許されないのか。全員が愛護でなければいけないの？と。虐待は全員してはいけません、これはよくわかります。これは、日本の法律の名前に「愛護」がついている、この欠点を非常によく言い当てていると言っているかと思えます。

私は「大きなお世話」と言われたときは、「大きなお世話ではない」、と。なぜなら、これは日本人の特徴、日本文化の特徴と言ってもいいのですが、これは話すと非常に長いのですが、個人的には法律の人とお話します。これは文化論になりますが日本の場合、先ほども言いましたように、具体的な行動規範で何かを言われたときに、やはりそのもの自身が非常に貧困になってしまうことがあるんですね。ある大きな膨らみを持った言葉でとらえたほうが物事がうまくいくという。あいまいな文化とでも言いましょうか。そこまで否定して法律がそういうことを嫌うのはよくわかりますが、本当に物事を前に動かそうとしたときに、役に立つのか。だから現実には、非常にプラグマティズムの立場でもいいですし、あるいは文化論の立場でもいいのですが、我々は今何をねらって法律をつくらうとしているのか、その法律の日本人に受け入れられるというときに、この愛護が持つマイナスの面とプラスの面、考えた場合、プラスだと思うからこそ、動物愛護管理法という名前になっているのではないかと。だから決して大きなお世話だと言われる筋合いはないのではないかとこの反論をしているわけであります。また、無関心とか、関わらないという関わり方が今日本ではできないということも、現実問題としてはあると申し上げています。

それはどういうことかと言うと、関わらない関わり方、これも関わり方の一つと言えば一つなのですが、関わらない関わり方というのは、今もうできない。いろいろなところで。例えば自分でペットを飼わないという、ペットの問題だけだったらそうかもしれませんが。しかし動物、これは後から申し上げますが、私たち「ヒトと動物の関係学会」では人との関わりで動物を3つに分類していますが、本来はかつての江戸時代と言いますか、江戸時代もそうですし、それからつい最近まで言えば、戦前、第二次世界大戦前までの日本に色濃く残っていた。千葉徳爾という方が、『続・狩猟伝承』という大きな本の中で「動物を敬して遠ざける」と書いておられますが、これは日本の動物への関わり方の一つを示してきた言葉です。山はあなたたちのもの、

里は私たちのものですよ、と。里に出てくる動物、これはもちろん狩猟する対象動物は狩猟して殺していましたが、まあ石を投げて追い返すというような関わり方でしょうか。こういう関わり方というのは、かつて厳然とあっただろうと。しかし今こんな関わり方が許されるような状況ですか、日本は。ということを考えてとですね、現代社会、現代日本には、こういう状況が許されないほど野生動物圏への人間の進出が進行してしまっているということを考えて、現実的には無関心、あるいは関わらないという関わり方は理屈上は成立するけれども、それはやはり日本の現実において相当無理なことを言っているというのが私の反論です。次お願いいたします。

次は、共生の問題をお話しします。今、本当に共生という言葉ぐらい流行している言葉はないのではないかと。もうここ5年くらい、言葉として流行語大賞か何かもらっているのではないかと思うくらい、あちこちに出てきます。特に自然との共生とか、動物との共生。この言葉がふんだんに活字になって、あるいは言葉になって、語られている。もともとはこの共生というのは、「ともに生きる」という仏教用語だったとある仏教学者からお聞きしましたが、私たちは今あたかも生物学の用語のように使っている。これが私は、ちょっと混乱を起しているのではないかなと。大体において生物学用語としての共生は、シンビオシス (Symbiosis) と言います。Co-existing ではありません。シンビオシスというのは明確な定義があって、相利共生、つまり両方にとって利益がある共生の仕方、あるいは片方しか利益がない偏利共生、これはもうそこ混同されるような使い方されたらとても迷惑と言いますか。大体において、多くの動物の関わり方は相利共生でもなければ偏利共生でもありません。全然違います。そこが、やはり言葉をあいまいにする日本語の欠点がこの共生という言葉にみごとに表れているのではないかと。しかし、法律の中にも、それから今日のタイトルにしても共生ということでもありますので、あまり共生という言葉は批判はしたくありませんが、私はなるべく使わないよ

うに。きょう、わざわざ共生という言葉を出していただいたのですが、これはこういう言葉はあまり使わない方がいいという意味でお願いしたわけでありませぬ。

それは、こういういきさつからそういう結論に私個人としては至ったのですが、それは先ほど言いました、「ヒトと動物の関係学会」を語らなければなりません。1995年に設立して、現在1,300人程度の会員がおられるということですが、ここでは既成の学会との差別化を徹底してやりました。つまり、既成の学会というのは、専門家が自分たちの専門的な知識を深めるためにはどうしても専門用語をつくってしまうんですね。その専門用語をつくることで全体が理解を共有できるという長所があります。それでどんどんいきますと、ほとんど同じ学者とか研究者といっても、ほかの分野の人が別の学会に行ってわかるかと言ったらほとんどわからない。これは自慢ではありませんが、私は理学、物理学とか化学がわからないだけではなくて、生物学でも、ほかの学会へ行ったらはつきり言ってわかりませぬ。特にアブレーション、長い単語を短く呼ぶ。例えばBSEというものだって、これはBSEは皆さんもう知っておられるからあれですが、初めて聞いた人はBSEって何だろうかと思うでしょうね。それが5つや6つとか私たちの記憶ができる範囲ならいいけれども、何十、何百と出てくるわけですから、とても理解できない。そういうことはやめておこうと。つまりここは少し時間がかかっても、他の人たちが理解できないとそもそも学会として成立しない。ここは生物学者だけが集まるわけでもなく、工学、あるいは理学といった自然科学だけでもない。むしろ人文社会科学の方がより多くこの学会には来るのだということを前提にすると、人文科学者は人文科学者の用語でやってもらっても困るが、困ると同じように、私たちもそれを使うとほかの人たちが困りますよということで、専門用語をなるべく避けましょう、それでやりとりしましょうと。そうすると、職業研究者だけでなく、それを職業とされていない方たちにも理解が可能になってくる。これをやりました。まずそれが一つ。

それから二つ目に、これはそう願ったわけではなくて、別に強制的にそうしたわけではなくて、結果としてそうなったと言うべきなのですが、大体皆さん学会というものに行かれたらわかるのですが、95%、場合によっては99%男性しかいない学会が、日本の学会の中にはあります。しかし、この学会は半分くらい女性です。つまり、日本の人口の性比に合わせたくらいになってもらいたいなど願っておりましたら、結果的にそうなったということですね。それから年齢も、これも若い人から年寄りまで、1995年にできたときは、あれは小学何年生でしたかね、5年生だか6年生だかが、ちゃんと参加していましたから。今はその子はもう大きくなりましたが。つまり年齢には制限設けない。それから名誉会員というものもつくらないということにいたしました。つまり80になろうと、90になろうと、自分が現役だと思われる方は現役の会員として参加してくださいと。だから性と年齢と国籍、すべてにおいて、もちろん既成の学会がそれを差別しているということではありませんが、結果としてそうなっているのを何とか是正できないかということはやりました。そういう学会として発足したわけですね。

人との関わり方から見て、動物を3つに分類しようと。家庭動物、産業動物、野生動物。これはもう関わり方の問題です。これで分類する。これは古典的な生物学の分類では全くありません。

そこで、いろいろな問題があることは重々承知していました。例えば家庭動物との共生の問題で言いますと、この後のペットに関する分科会で、パネリストの末松さんから、自主規制を打ちだされるという話。つまり通信販売を、ペット小売では自主規制でやめる方向へ持って行く。大変ありがたいお話ですが、届け出というのは、基本的に届けるだけだったら、これは野放しとほとんど同じですよ。

ここで私が耳にする、あるいは実際に目にすることの中で、今ペットにおける大問題、これはまず遺伝病が余りに多すぎる。特に私は犬の話をしています。しかも、これは本当に不思議だと思いますが、日本の中では研究費がほとんど手当されていないのです。もと

もとペットに関しては不思議なことが多いのです。これは日本だけではなくて世界的にそうだと思うのですが、例えばアメリカではテレビが青少年に与える影響というものにはすさまじいお金をかけてちゃんと調査をします。テレビが青少年に与える影響。テレビの台数も多いですが、テレビよりもっと影響が大きいペット、ペットが青少年に与える影響。では、これはどのくらい日本でお金が出て、どのくらいのレベルの人が一級の研究としてやっているか。やっていません、残念ながら。職業研究者というのは、研究費の出ないところには残念なことに行かないということになっているんです。行っても飯が食えないから。そういう状況がずっと続いてきました。ペットの遺伝病については依然としてそういう状況が日本の中にあります。

それから、通信販売されているペット。それから、予防注射漬けというのはちょっと説明しないとわかりにならないかもしれませんが、まず、あまりにも多い子犬たちの死亡率。これを回避するために予防注射漬けにしています。これはいい結果を生んでいるか、悪い結果を生んでいるのか、これも結果としてですが、恐らく悪い結果を生んでいる。でも、予防注射もやってももらえなくてどんどん死んでいっている犬たちに比べれば、これはまだ幸せと言っていいのですが、この辺のことが今多くの犬たち、成犬になってから見られるアトピーとかアレルギーとか、そういうものに関係していないのかどうか、そういうことについての調査もほとんどないという現状があります。

産業動物。私たちは、ベジタリアンにはなれません。と僕は思っています。個人的になれる人もいるし、私の尊敬する二人、いつもご紹介するときにこの二人の名前を挙げているのですが、ジェーン・グドールというチンパンジーの研究者、これは「ヒトと動物の関係学会」の名誉会員になってもらいました。それからマイケル・W・フォックス。アメリカの人道協会の副総裁をやっておられる方ですけども、このお二人はベジタリアンです。これは間違いなく、もともとベジタリアンだったわけではなくてベジタリアンになったん

ですね。フォックスさんなんていうのは、今でも「ワシントンDCのあそこのステーキ屋ってものすごくまいんだ」という言い方をされるくらいですから、やはり経験がある。こうなる人は個人的にはいますけれども、ホモサピエンスとしてベジタリアンになれるかと言えば、なれない。だから動物を食べざるを得ない。しかし、本当に動物福祉が達成されているかどうか。これは、私の知る限り、日本の今の家畜たちは本当にかわいそうです。僕は東南アジアの家畜たちを見るたびにいつもそう思います。彼らは少なくとも、外で自由に遊んでいますよ。この間もプノンペンに行ったら、プノンペンの街中を豚が走っていました。ちょうど日本の銀座みたいところを。あれがいいかどうかは別として、少なくとも田舎に行くと、豚は自由に遊んでいる。鶏はほとんどえさをもらっていないからやせていますが、自由に遊んでいます。特に仏教とヒンズー教の国で。東南アジアは、あそこへ行くたびにあの家畜たちは幸せだなと。食べるものは食べていないけれども、日本の家畜に比べたらよほど幸せだなと思います。あんな狭いところに閉じ込められて、何が悲しくてあんな不自由な生活しなければいけないのか。このところは非常に問題だと。つまり日本で畜産というのは本当に農業と言えるのかどうか。農業というのは2種類農業ありますが、やはり土に根ざした農業を農業と言うのですよ。土から遊離したものを農業とは本当は言わない。これは工業と言ってもいいかもしれません。ハウスものであるとか、畜舎の中、あるいはケースの中で飼われている動物、これはもう農業とは言わないのだと言ってもいいかもしれない。今、そういう状況がある。これはなかなか大問題で、なかなか「ヒトと動物の関係学会」でも取り上げられなかった。というのは、感情が先に立つ人が出てくると、論議になりませんので、ちょっとこれは取り上げになったところですよ。

それから、実験動物です。実験に必要な動物というのはいかに統制されるか。自主規制を研究者はやっているのですが、しかし、私の経験で言って、本当に実

験にどれくらいの動物が必要なのか、これはもう少し公開で語られてもいいかもしれないと思います。やはり残念なことに、日本の生物学の研究者は、統計的なことを習ってはいますが、その実験の種類によってどこまで動物を抑えられるかという統計的な感覚を全部が持ってやっているかどうか、つまり最低限の動物にどう抑えるべきかという、そういう心構えを常に持っているかどうか、これはやはりもう少し語られてもおかしくないことだと。

それから、動物福祉は達成されているか。研究者の要求と私の理解度、動物福祉を考える人との要求は、完全に一緒になっていると思います。利害関係は一致している。つまり、研究者は何も動物をひどいところで飼いたいと思っているわけではない。もっといいところで飼わせてあげたいのですが、お金がない。お金を文部科学省、あるいはほかのところから取ってくるためにも、動物たちの福祉という分野で言えば、これまでもそうでしたし、今後とも共闘し得るんですね。その実験動物施設を立派にする。つまり、福祉の面から立派にするということはある程度ということ。

ただ、ここはちょっと考えものなんですよ。かつて、あれは『世界』でしたか、名前は言いませんが、ある方とある方が日本の実験動物のことで論争いたしました。そのときに研究者が常に口にする言葉は、「動物実験をやめたら日本の科学は世界的競争におくれる」と。大体、世界的競争におくれるというのは、悪いことをしているときにすべての言いわけになるんです。これは非常に注意していただきたいのですが、例えば昔の公害問題もそうです。公害を規制しようとしたら、競争力が弱まって世界的な競争に勝てなくなると。こういう話というのは常にあるので、本当に競争に勝つ・負けるが問題なのかどうか、そもそも、本当の精神から言えば、研究というのは競争に勝つためにやっているのか。ただ、今の日本では……日本だけでなくで残念なことに世界的にもやはりそうですね。私のように、もう年をとった研究者はいいのですが、若い研究者は競争に勝たないと残れないという仕組みになって、ま

すます競争をおおる。競争を強める方向にしていますから、このことが非常に大きな問題であるというところがあります。

それから、新しいタイプの職業犬が出てまいりました。アシスタントドッグと言っているのでしょうか、身体障害者補助犬やレスキュードッグ、救助犬と言っているのでしょうか、セラピードッグですね。癒し犬と言っているかどうかよくわかりませんが、そういうことです。最近、ベアドッグというものが日本に2頭ほどまいりました。これは軽井沢でピッキオという組織がクマ対策をやっているのですが、アメリカも日本と全く同じ状況があったようで、「クマだ」というと、日本が何をするかというと、すぐ猟友会に出動してもらって殺す。これですよ、今でも。アメリカもかつてはそうだった。それを、25年くらいクマ対策チームでやってこられたキャリー・ハントという女性が、それを何とかならないものか、殺さなくて済むようにならないかと。最初はカプサイシン、唐辛子入りのスプレーをクマにかけて、要するにクマに懲りさせること、絶対人間の近くに來たらひどい目に会うぞと、懲りさせるためにスプレーをつくったり、それから学生運動を鎮圧する、暴徒を鎮圧する用のゴム弾だと思いましたが、ゴム弾をクマの尻めがけて打ち込むんです。相当痛いから、クマは痛ければ痛いほど懲りる。しかし、絶対に生命に異状のないようにやるんですね。そういうことを行いましたが、なかなかうまくいかない。最もうまく行かなかったのは、今でもそれに期待を持たれる方がいるかもしれませんが、クマを捕獲して山の中に放す。移動放獣と言いますが、これは大体失敗します。やはり人家の近くに來てえさがあることを覚えたクマは必ず戻ってきます。それで最終的には、いずれ悲しい運命をたどることになる。

彼女が考えたのは、ロシアとフィンランドの国境沿いに昔からクマ用の犬として飼われていたカレリア犬という犬をうまく訓練して、クマを狩るための犬でしたが、そうではなくてクマを追い払うために、徹底的に懲らしめて追い払うための犬を今アメリカで調教し

ています。この犬をこの間東大の弥生講堂に連れてきていただいて、そこで講演会をやったのですが、私も見せてもらって、やはりいい犬だなと。ただし、これらの犬たちは果たしてどうなのでしょう。役に立つから、こういう犬たちにまつわる美談は多いのですが、本当のところ犬たちは幸せなのかということはやはりちょっと常に考えていた方がいいのではないかなという気がします。職業を与えて、動く広告塔とかおだてられて、それで本当にいいのかということは、常に考えておいていい問題だろうと思います。

今度は野生動物です。常に野生動物の場合、人間と動物のどちらが大切かという問題設定がなされる。これはもう、野生動物に携わった方、人との関係で携わった方、常にこういう問題設定。つまり二者択一を迫られるわけです。あなたは動物のことをぐじゃぐじゃ言っているけれども、あなたも人間でしょう、やはり人間が一番大切なんじゃないですか。そういう二者択一の迫られ方というのは常になされてきた。イノシシ、シカ、猿などの駆除は、大体こういう論理でやるものです。30年ほど前、動物愛護管理法が制定する以前から、女子栄養大学の小原秀雄先生などは、これを「四畳半の論理」だと。四畳半に閉じ込めておいて、そこから外へ出ようとしたら、すぐ人間の領域を侵して、人か動物かという選択を迫られる状況設定はどこかおかしくないかということをご昔から言われていますが、しかし依然として改まっておりません。

それから、結構動物学者、保全学者も、動物愛護を考えている人間からするとひどいことをします。例えば、日本のあるところの動物たちを保全するために30%間引きしましょうと。こういうことを平気で言うのですが、これは人間に当てはめたら1億2千万人のうちの4,000万人くらいを殺して、あとは日本はやはりこんなに狭いから適正な規模じゃないんじゃないか、もうちょっとコントロールしたらどうかと言うのとよく似た論理です。つまり、種の保全を言うのは非常に大切ですが、個体の保護というのはその場合はどこにいつてしまっているのかという話です。しかし、

この逆の話もありまして、一個体のクジラを救うために、本当だったらもっと多くの人たちが救えたのに、よく氷に閉じ込められたクジラを救うとかそういう話ですよ、そのために膨大なお金をかけますでしょう。あれは個体保護ですが、個の保護にそんなにお金をかけるとするのは正常なことなのか。種の保全と個の保護というのは常に対立する概念、あるいは両方ともぐちゃぐちゃになって語られるところなので、一つ一つの場面場面で、これについてはやはりコンセンサスをとっていく以外ないだろうという問題なのですが、依然としてこの野生動物との共生という場合でも問題があるということです。

結論ですが、私は、人と動物の共生というのは、美しい言葉で醜い現実を隠蔽するための言葉として使われた場合、これは共生という言葉は使わない方がいいと。そうではなくて、本当に正しい意味で使われるのだったらいいのですが、このような「共生」は世の中にあふれているけれども、その共生という言葉があふれているのと同じくらい、ひどいことが今の日本にあるのではないかということなんです。

ここに書きましたように、日本における人と動物の、新しい関係性。かつてのような関係性に加えて、今どんどんいろいろな関係性が出てきています。しかし、この共生という言葉とか絆という、こういう美しいけれども関係性の本質を隠蔽するような、あいまいにする言葉の乱用というのは避けようではありませんか、というのが、きょう私が最も言いたいことであります。

ここにもたくさん来ていらっしゃると思いますが、動物愛護団体の悩みは大きい。資金的にやはり大変です。小さなパイを争うということになってしまいかねません。日本人は寄付をしないとされますが、しかし、これはクエスチョンをつけてありますように、税制問題です。この税制問題は本当に解決してもらいたい。これは別に愛護の問題に限らない。日本のNGO活動を活性化するためには、今一番何が私の立場からして必要なことかということ、税制問題です。これの一言に尽きます。やはりその意味では小さな政府にする

べきなんです。そういう運動をしたいところに税制面で優遇するべきです。そういう、もっともっと草の根の運動を起すための税制上の整備をするべきです。これがないと、どう考えてもいけない。やはり何十万人、日本の人口からすれば100万人くらいの団体ができてもおかしくないですが、それが今の税制では僕は絶対にできないと思いますね。動物に関する一番大きな団体の一つに「野鳥の会」があります。野鳥の会は、中西悟堂さんという大変なリーダーがおられてあそこまでいきましたが、しかし多くの場合は難しい。これはやはり税制から変える以外ないだろうと思います。先ほどおっしゃらなかったかもしれませんが、この『かんきょう』という雑誌に中川先生がお書きになっておられると思いますが、今この30周年を迎えて、これまでの運動が、愛護団体や特定の団体、特定の個人から、もっと全国的な運動になるんだというお話を確かこの中でされていたと思いますが、まさにそうですね。そうですが、そのときでも、中核になる人たちがしっかりしていないと運動は進みません。中核になるためには、やはり動物愛護団体がしっかりする以外僕はないだろうと思います。これは政府組織としてつくるものではなくて、やはりこれはNGOとして、ノンプロフィットのNGOとして成長すべきだろうと思っています。

そこで私たちはやはり学ぶのですが、依然として欧米から学ぶことは多い。これはそのとおりです。しかし、さっき少し触れましたが、アジアから学ぶことも決して少なくはないのではないかなど。特にヒンズー教の国が私は好きですね。あそこの人と動物の関係というのは、非常に自然でとてもいいと思います。ただ、とはいえ、ネパールに行くと、5万頭の犬がカトマンズの周辺、カトマンズ盆地の中にいますが、これはほとんど飼い犬ではない。つまり野良犬とか地域犬と言われている犬たちですが、自由に繁殖をするので、夜中の2時ごろ行政の人たちがひそかに硝酸キニーネ入りの肉だんごで殺して朝皆さんが起きてくるまでには引き上げて処分している。そうでないと5万頭で落ち着

かないわけですよ。いつ聞いても、これは3年前に聞いたときも5万頭と言うし、確か10年ほど前に聞いたときも5万頭と言うから、この犬はどうして自然で、どうしてこんなに調子よく5万頭にコントロールされているのかなど。大体私の知る限り、ああいう野良犬的な犬たちが生きられる数というのは、人口の10分の1くらいがちょうど日本の江戸時代でも適切だったんですね。あそこは50万人の人がカトマンズ盆地の中に住んでいるんですよ。それで5万頭の犬というのは、これは何かひよっとしてすばらしいなと思っていましたが、何のことはない、夜ちゃんと暗やみに紛れて犬の数をコントロールしている部隊がいるわけです。だから、ヒンズーであれ、仏教であれ、ムスリムであれ、キリスト教であれ、やはりそれなりに悩みを抱えているわけですが、しかし、私は東南アジアの農村地域で見る人と動物の関係は大好きです。学ぶことは多いと思います。

それから、もう一つは日本の歴史からも学ぶことも多いのではないかと思います。これから動物愛護、動物の福祉の向上ということを考えた場合に、30年たって、最初にも申しあげましたように、成熟した域に達した動物愛護の課題に学びながら、ますます発展することが重要なのではないかと思います。

これでおしまいです。どうもご清聴ありがとうございました。

シンポジウム

パネルディスカッション

分科会

ペット問題を考える